

職員組合交渉概要

交渉日時	平成30年5月8日（火） 13:00～13:45
提案概要	・確定要求に対する回答内容についての交渉
労使の別	主張の要旨
組合	<p>1. はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月19日付けにていただきました確定要求に対する回答について、職員組合にて検討を行ったところ、交渉の必要ありとなりましたことから、交渉要求を行わせていただいた。 ・当局からの確定要求の回答のうち、 ・職員休憩室の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・サービス残業の禁止 ・有給休暇や特別休暇等の各種休暇を完全取得できる職場環境の醸成について ・介護休暇の延長について <p>の4点について、当局と重点交渉を行いたい</p> <p>2. まず、1号館地下多目的ルームに設けられている職員休憩室について、地下食堂の再設置に伴い、その利用が困難になることが危惧されることから、地下食堂再設置後においても、引き続き、常設の休憩場所を確保することを要求しました。回答では、休憩室確保を検討する旨の前向きな内容が書かれておりましたことから、具体的な方策・対応状況についてお聞かせ願いたい。</p>
市	食堂整備後は、庁内会議室を職員の休憩室として確保できるように対応したい。
組合	常設の休憩室の確保は困難か。
市（資産管理経営室）	地下食堂の再設置に伴い、現在開放している1号館多目的ルームが使用できなくなり、このような多目的ルームのスペースとするような場所は、本庁舎内における現在の利用状況においてははない状態である。限られたスペースのなかで職員の休憩場所を確保するため、人事課と協議する。
組合	庁内会議室の開放時間についてはどのように考えているか。
市（資産管理経営室）	多目的ルーム設置前、従前と同様の取り扱いを考えており人事課と協議する。
市	すべての時間が必要かということもある。食堂の事業者と協議になりますが、14時以降は開放する場合もある。
組合	<p>3. サービス残業の禁止・有給休暇や特別休暇等の各種休暇を完全取得できる職場環境の醸成について。</p> <p>今回の確定要求書の当該要求に対する当局回答は同様の回答が続き、回答の意図が見えず、一見すると誠実な回答とは言えない。当局の回答の意図を伺う。</p>
市	<p>サービス残業を命じることは労働基準法に反することは、十分に理解している。所属において、そのような状況にならないよう、引き続き管理職に対し『労働時間の短縮に関する指針』を徹底し、指針に示す「公務能率の向上のための事務改善の推進」、「時間外勤務の縮減」及び「職員の健康への配慮」について必要な措置を講じるよう促すとともに、「定時退庁しやすい環境づくり」を行い、サービス残業を許さない職場風土の確立や意識の徹底を図るよう引き続き管理職に対し徹底する。</p> <p>また、引き続き管理職に対し『労働時間の短縮に関する指針』を徹底し、所属職員が年次有給休暇を計画的に取得できるよう職場の環境づくりに努め、連続休暇の取得促進や記念日における休暇の取得奨励を推進するよう促す。</p>
組合	一部の所属において、未だ問題があることを把握しておりますので、引き続きよろしく願います。

職員組合交渉概要

交渉日時	平成30年5月8日（火）13:00～13:45
提案概要	・確定要求に対する回答内容についての交渉
労使の別	主張の要旨
市	所属の実態を把握するため情報提供をお願いしたい。
組合	4. 最後に介護休暇について。 介護休暇の期間について、現在、職員の勤務時間、休暇等に関する規則第12条において、「要介護者1人につき通算して3年を超えない範囲内の期間とする。」としているが、介護休暇の取得期間の延長を求める職員がいることから、やむを得ない事情がある場合には、取得期間を延長するといった改善を行うべき。
市	厚生労働省の通知にも明記されているが、介護休業は要介護者への当初の緊急的対応、また、仕事と介護の両立のための準備のための休暇であることから、そもそも長期間の休業を想定していない。また、千葉県と同じ十分な期間の休業期間が認められていることから現状のままをしたい。
組合	これは実際に職員で介護をしている職員から休暇延長の相談を受けたうえでの交渉であるが、仕事と介護の両立のための準備のためとは具体的にどのようなものがあげられるか。
市	要介護の認定、介護方針の確定、ケアマネジャーの決定、ケアプランの方針策定、介護施設の見学等が仕事と介護の両立のための準備に該当するものと考えます。 この休暇期間は、配偶者等1人だけで介護する期間ではなく、家族親族や介護施設等の関係者全体で介護を行うための準備期間である。
組合	本日の当局からの回答については、了解した。 職員組合としては、納得のできる回答を得られたと考えることから、本日の回答について、広報紙にて組合員に周知を図っていきたい。